

2009

4

No.489

月

よこぜ

発行 ■ 横瀬町

今月の内容

▶ I N D E X

- 定額給付金が支給されます……②
- 平成21年度から介護保険料が見直し……④
- 介護保険料・後期高齢者医療保険料の「特別徴収の仕組み」……⑤
- 議会報告……⑥
- 「出産祝い金事業」を始めます……⑧

355か YO-KO-ZE

info/pdf/21_04

3050kF



充実した中学校生活！笑顔でサヨウナラ（^-^）(3/16横瀬中学校卒業式)

横瀬町に可憐なアズマイチゲの花が咲き始めます。
情報は <http://www.town.yokoze.saitama.jp/> からどうぞ!

定額給付金が支給されます

横瀬町の定額給付金支給方法について説明します。

支給対象者

定額給付金の支給対象となる方は、原則として平成21年2月1日現在、横瀬町の住民基本台帳・外国人登録原票に記録されている方となります。

申請者および受給者

定額給付金の申請者および受給者は、原則として平成21年2月1日現在の世帯の世帯主となります。

申請

申請は、郵送で各世帯主に送付された申請書により平成21年4月1日より受け付け、平成21年10月1日(当日消印有効)が申請期限となります。

支給額

65歳以上の方、18歳以下の方(※1):1人あたり20,000円

上記以外の方 :1人あたり12,000円

※1 それぞれ、昭和19年2月2日以前に出生した方、平成2年2月2日以降に出生した方が該当します。

申請方法

申請方法は次の3種類がありますが、基本的には①の郵送申請方式で申請してください。(※2)

①郵送申請方式

申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請書に記載された金融機関の口座に振り込む方式。

②窓口申請方式

申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請書に記載された金融機関の口座に振り込む方式。

③窓口現金受領方式

金融機関に口座をお持ちでない方のみが対象です。申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が当該窓口で現金により給付する方式。

※2 ②の窓口申請方式と③の窓口現金受領方式は、大変混み合い長時間お待ちいただくことが予想されます。どうぞご了承ください。

添付書類

公的身分証明書(運転免許証等)の写し・振込先口座の確認できるもの(通帳・キャッシュカード等)の写し等。ただし不要なケースもあります。

その他

詳細は申請書同封の記載要領をよくご覧いただき、記載漏れ・添付書類の不備等がないようご注意ください。

[横瀬町からの問い合わせについて]

申請内容に不明点等があった場合は町から問合せを行うことがありますが、A T M(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、給付のための手数料の振込等を求めることは絶対にありません。

もし不審な電話等があった場合は、ただちに町の窓口、又は警察にご連絡をお願いいたします。

●ご不明点等につきましては、以下の町窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

☎ 横瀬町総務課 定額給付金担当 ☎25-7681 [専用電話]

うららが YO・KO・ZE をめざして!

住民意識調査の結果報告

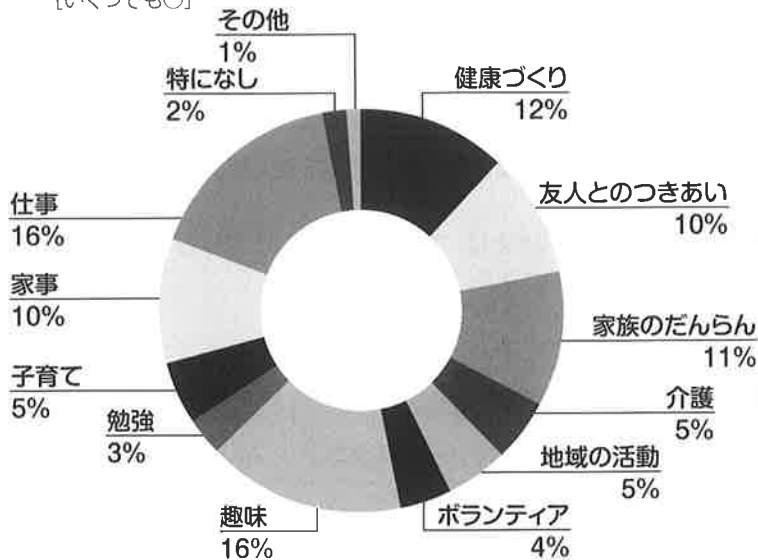
現在、町では、これからの横瀬町のあるべき姿とこれを達成するための基本的な方向を定めるため、第5次総合振興計画(平成22~31年度)の策定作業を進めています。その計画に皆様の意見を取り入れ、住みよいまちづくりを行うため、平成20年8月に住民意識調査を行いました。その結果を今月号から数回に分け、お知らせしていきます。

住民意識調査は、本町における20歳以上の居住者を対象とし、年齢別に平均的な分布となるようにした以外は、無作為に抽出を行いました。

1,000通の配布に対して、394通の回収となり、回収率は39.4%でした。

問 あなたの今後10年間はどんなことに時間を費やすことになると思われますか。

[いくつでも〇]



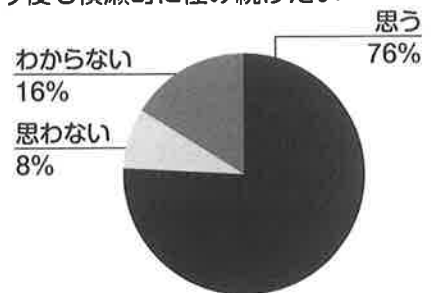
「仕事」と「趣味」が16%でトップとなり、続いて「健康づくり」、「家族のだんらん」、「友人とのつきあい」、「家事」の順になっています。

今後10年間は、仕事や家事などの日常の基本的な生活を送ると思われるほか、家族・友人とのふれあい、健康づくりや趣味に興じるなど、いきいきとした生活の中に心の安らぎを求めている方が多いようです。

問 あなたは横瀬町に住んでいて、どのように思いますか。また、これからも横瀬町に住み続けていくための重要度もお答えください。[それぞれ1つずつ〇]

	現在			これから		
	思う	思わない	わからない	重要	ではあまり重要ではない	わからない
生活しやすい	60%	26%	14%	78%	3%	19%
通勤(通学)に便利である	47%	41%	12%	79%	11%	10%
自然環境が良い	80%	11%	9%	87%	5%	8%
近所づきあいに人情味がある	61%	22%	17%	69%	12%	19%
文化・教育環境が良い	28%	34%	38%	68%	10%	22%
家賃・地価が安い	21%	40%	39%	48%	20%	32%

総合的にみて
今後も横瀬町に住み続けたい



現在の横瀬町について、自然環境がよく、人情味があって生活しやすいと思っている方が60%以上を占めています。その反面、通勤・通学に不便で、家賃・地価が高いと思っている方が40%を占めています。

今後は、自然環境をはじめ、通勤・通学、近所づきあい、文化・教育環境について、住み続けるうえで重要であると思っている方がおおよそ70%以上を占めています。ただ、家賃・地価については、既に居住している方に質問していることから、重要と思っている方は半数に満たない状況になっています。

総合的にみて、約80%の方が今後も横瀬町に住み続けたいと思っています。このうち、現在の横瀬町が住みやすいと思っている方や今後の横瀬町の住みよいまちづくりに期待している方が含まれているものと思われます。

平成21年度から介護保険料が見直されました!

社会全体で支える介護保険制度も平成12年から施行され9年が経過し、高齢者を支える制度として定着してきました。

全国的にサービス利用者も増加し、介護給付費も大幅に増加している状況です。当町においても認定者数や利用者数の増加に伴い、介護給付費が平成16年度には約3億9千万円でしたが、平成19年度には約4億9千万円へと増加しています。

介護保険料は、各保険者(各市区町村)が3年ごとに介護保険事業計画を策定する中で、介護給付に要する費用等を推計し、3年ごとに「基準額」が見直され決められます。この決められた「基準額」をもとに、被保険者みなさんの所得等に応じて段階的に保険料が決められます。

《参考》介護給付費の財源内訳は次のとおりです。

介護給付費	公費 50%	(国負担) 25%	(県負担) 12.5%	(町負担) 12.5%
	保険料 50%	(第1号被保険者分) 20%	(第2号被保険者分) 30%	

※第1号被保険者とは、横瀬町に住所を有する65歳以上の方

第2号被保険者とは、 // 40歳から64歳までの方

介護給付費の財源の半分は介護保険料です。給付費が伸びれば、必然的に保険料も上げなければなりません。

住み慣れた家庭、地域のなかで元気で自立した生活を送れることは、すべての町民みなさんの願いです。日頃から介護状態にならない様、介護予防を心がけましょう。

【横瀬町第4期(平成21年度から平成23年度まで)介護保険料】

段階	対象者	年間保険料(円)
第1段階	生活保護受給者・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方	24,900 [基準額×0.50]
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	24,900 [基準額×0.50]
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	37,300 [基準額×0.75]
第4段階	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	49,800 [基準額]
	上記のうち課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	47,300 [基準額×0.95]
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	59,700 [基準額×1.20]
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	69,700 [基準額×1.40]
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	79,600 [基準額×1.60]
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	89,600 [基準額×1.80]

※課税年金収入とは、課税対象となる公的年金等の収入をいいます。

※合計所得金額とは、地方税法上の年金などの雑所得や給与所得などの合計金額のことをいいます。各所得金額は、所得の種類により、収入金額から必要経費などを差し引いて計算します。(なお、収入が年金のみの場合、年金収入から公的年金等控除額を差し引いた額が合計所得金額となります。)

◎上記の介護保険料は、交付金(国費)により軽減された後の「基準額」により算定しています。

※介護報酬の改定(3%上昇)に伴う介護保険料の上昇分の軽減について第4期介護保険事業計画期間(平成21年度~平成23年度)の保険料については、介護報酬の改定(3%上昇)に伴う増加分が含まれていますが、その増加分については、交付金(国費)により軽減されることになりました。

●横瀬町本来の基準額(月額) …4,200円

●交付金による軽減後の基準額(月額) …4,150円

介護保険料・後期高齢者医療保険料の「特別徴収の仕組み」について

年金[老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金]を受給していて、年金が年額18万円以上の人は、特別徴収(年金から天引き)になります。

なお、特別徴収対象者として把握され、おおむね6ヶ月後から年金天引きされますので、それまでの間は普通徴収になります。(年度の途中で65歳又は75歳になられた方は、その年度の各保険料は、特別徴収できませんので普通徴収になります。)

※ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が受給している年金額(基礎年金部分)の2分の1を超える場合は、介護保険料のみ特別徴収され、後期高齢者医療保険料は、普通徴収(納付書または口座振替)になります。

偶数月に支給される年金について

各月支給の年金は、支給月の前2ヶ月分の年金が支給されています。

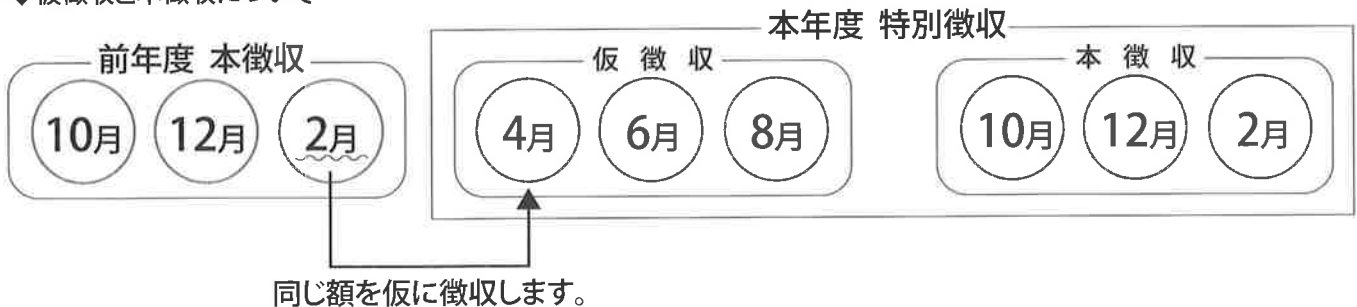
例) 4月支給分は、2月・3月分 6月支給分は、4月・5月分 8月支給分は、6月・7月分・・・

[※ただし、保険料については、4月支給分の年金から、その年度の4月から翌年3月までの12ヶ月(1年度分)の特別徴収(年金天引き)が始まります。]

●特別徴収の方法について

あらかじめ受給されている年金から年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)保険料が差し引かれます。

◆仮徴収と本徴収について



仮徴収

町民税の課税状況等が6月以降に確定するため、4・6・8月は、仮に徴収します。

本徴収

確定した年間の保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回(10・12・2月)に分けて徴収します。

◎後期高齢者医療保険料については、平成21年4月から納付の方法が『特別徴収』または『口座振替』のどちらか一方を選択できるようになりました。

・特別徴収(年金から天引き)の方法でよければ、特に手続きの必要はありません。

・口座振替を希望の方は、金融機関等で手続きをした後、役場健康づくり課へ「納付方法変更申出書」を提出してください。

※なお、介護保険料は特別徴収の方法のみで口座振替の選択はできません。

問 健康づくり課 医療・介護グループ ☎25-0116